

定住団地「かみねる」 募集要項

■ 申込について

第1次受付期間	5月8日(水)～5月17日(金)
第2次受付期間	6月3日(月)～6月12日(水)
第3次受付期間	7月8日(月)～7月17日(水)
受付場所	安芸高田市住宅政策課
申込方法	別紙申込書にて(安芸高田市HPやブランド組合HPでdownload可能)

■ 建築条件付分譲団地

この団地は安芸高田市ブランド住宅事業協同組合が売主として販売する団地で、各区画に対して組合内の担当する元請工務店が決められています。組合内の工務店は、組合の規定に基づいてお客様の希望に合わせて「ブランド住宅」を建築します。

団地の宅地売買時には、買い戻し特約付の売買契約を締結し、住宅建築契約に至らない場合は宅地は買い戻して契約は破棄されます。

※区画-⑤のみ担当担当工務店が未定です。この区画に申込みされる場合、確定後に組合内の元請業者の中から、選定していただくことになります。

安芸高田市の移住定住対策として、試験的に「住めーる補助金」が増額されます。

市外からの転入者(子育て世帯)・婚活事業対象世帯のみ、この団地の購入申込ができます。

反社会的勢力に関係する者は、申込みすることはできません。

■ 申込方法と宅地購入者の確定について

- 別紙申込書にて、安芸高田市住宅政策課まで、上記の期限内に申込みください。
原則持参にて受付を行います。郵送の場合は必ず住宅政策課まで相談してください。
- 申込時の希望枠について
申込書には「第1希望」～「第3希望」までを記入することができます。
各申込期間内で締切日以降に、以下の順で宅地購入者の確定を行います。
 - ・第1希望者が当該区画に1人の時は、優先的に決定する。
 - ・第2希望者と第3希望者の扱いも、上記に準ずる。
 - ・各区画において複数の同ランクの申込者がある場合は、抽選とする。
 - ・抽選は公開とし、安芸高田市役所にて締切後1週間以内に公開で実施する。
(抽選対象者には、抽選日時と場所を事前に連絡をする。)

■ 「住めーる補助金」について ※ 安芸高田市の要綱を確認してください。

- 「子育て・婚活住宅新築補助金」 50万円
要綱の内、婚活世帯または「安芸高田市の住民基本台帳に記載されていない者」とする。
(直近の2年以上が安芸高田市以外の住民であること)
- 「子育て・婚活定住促進団地購入補助金」 170万円
上記の条件にあてはまる者

■ 団地の一般的要項

所在:安芸高田市八千代町上根 1417-10~1417-16 (全7区画)

建ぺい率:70% 容積率:400% 地目:宅地 現況:更地 地勢:平坦

最適用途:住宅用地 土地権利:安芸高田市ブランド住宅事業協同組合

私道負担面積:なし 用途地域:指定なし 都市計画:区域外

交通:バス停高平寺から徒歩2分

売主:安芸高田市ブランド住宅事業協同組合(宅建業免許・広島県知事(1)第10309号)

上水道:安芸高田市上水道(各宅地へ引込済・加入分担金土地代金に含む)

下水道:戸別合併処理浄化槽(建築時に安芸高田市の浄化槽設置事業で対応)

安芸高田市ブランド住宅事業協同組合の申し合わせ事項により、団地の景観や住環境を守るため、以下の建築に対する制限があります。

- ・宅地を区切る境界には、先に建築する者が境界塀を構築する。
- ・住宅の柱芯は、隣地との境界から1.5m以上離して建築する。
- ・その他「ブランド住宅」の取り決めに従う。

■ 申込から建築までの流れ

宅地購入申込

(申込先:安芸高田市住宅政策課)



宅地購入者決定



(2ヶ月以内)

担当元請工務店と打合せ
資金調達→金融機関との打合せ



土地売買契約

土地代の支払い

登記を購入者へ変更(買い戻し特約付)

(6ヶ月以内)

→ 団地購入補助金の申請・受給



建築契約

担当元請工務店と



(建築契約工期)



新築完成



新築へ転居

→ 住宅新築補助金の申請・受給